

判決日	2016.06.23
裁判所名	東京地方裁判所民事第46部
事件番号	平成26年(ワ)第14093号
事件名	教科書イラスト事件
請求の結論	請求一部認容
関係条文	著2条1項1号／著2条1項15号／著12条／著15条1項／著19条／著20条／著21条／著27条／著114条2項／著114条3項／民709条
著作物の種別	美術の著作物
原告著作物	教科書用イラスト
著作物性	肯定
被告行為	被告は、原告イラストを、原告との契約に従って被告が出版する資料集、作業帳、テスト等の教材に掲載したが、原告の許諾を得ずに改変し、広告宣伝のためのチラシ類にも掲載し、教科書改訂にあたって再使用した。
権利の種類	複製権／翻案権／同一性保持権／氏名表示権／
主な争点	1. 被告らによる原告の著作権及び著作者人格権の侵害の有無／2. イ本件イラスト類の使用についての原告の許諾の範囲／3. 原告の損害額(著作権侵害、著作者人格権侵害、氏名権侵害、弁護士費用について)／4. 本件未完成作品に係る請求の当否
事案概要	本件は、原告が被告らの依頼により本件イラスト類を作成して提供したことに關して、①被告らによる本件書籍等への本件イラスト類の使用が原告の許諾の範囲を超えるものであり、原告の著作権(複製権及び翻案権)の侵害に当たるとして、著作権法112条1項及び2項に基づく差止・廃棄、及び、民法709条、著作権法114条3項に基づく損害賠償を求め、②本件書籍等の一部において本件イラスト類を改変し、原告の氏名を表示しなかったことが原告の著作者人格権(同一性保持権及び氏名表示権)の侵害に当たるとして、民法709条、710条に基づく慰謝料の支払い及び謝罪広告の掲載を求め、③原告のイラストが掲載されていない教材に原告の氏名を表示したことが氏名権侵害の不法行為に当たるとして、民法709条、710条に基づく慰謝料の支払を求め、④上記①～③に係る弁護士費用の支払を求めるとともに、原告が被告らの依頼により修正した本件イラスト類の修正料及び使用料の支払、原告が被告らの依頼により中途まで作成した未完成のイラスト類の製作料(予備的に契約解除による損害賠償金)の支払を求めた事案である。
判旨	1. 原告イラスト類の一部については、「描かれた対象物が実在の道具や古墳、広く知られた遺跡や周知の地形であることに照らせば、その表現上の特徴部分は、本件イラスト類4及び11においては矢じり等又は大陸棚の全体的な形状ではなく細部に施された陰影等に、同5においては全体の構図及び住居、柵等の細部の表現に、同6においては堀の部分の着色及び雲の描写に認め得るにとどまると解される。ところが、上記認定のとおり、本件文書ではこれらイラスト類が縮小されるなどしており、細部の陰影等の表現は感得できず(本件イラスト類4、5及び11)、全体の構図は見て取れず(同5)、また、堀の色等も異なる(同6)というのである。そうすると、本件文書において本件イラスト類4～6及び11が複製又は翻案されているということとはできないと判断するのが相当である。」として、複製権/翻案権侵害は認めなかった。また、「本件イラスト類の作成に当たっては、学習対象への児童の関心を引いて理解を深めるという教材の目的や、教材の限りある紙面に多数のイラスト等を掲載するという利用態様に照らし、掲載箇所の紙幅等を考慮してサイズや色を変更したり、一部をカットしたりすることが当然に想定されていたとみることができる。そうすると、本件イラスト類1～6につき上記のようにサイズを変更するなどした被告らの行為は同一性保持権の侵害に当たらないと判断するのが相当である。」として、同一性保持権侵害も認めなかった。他方、授業の理解を助けるための教室掲示用ポスターのイラストに関しては、「本件イラスト類19に加えられたサイズ及び画像の変更は、学習用教材であることを考慮しても、その内容及び程度に照らし原告の意に反する改変というほかない。したがって、本件イラスト類19については同一性保持権侵害が成立すると判断すべきものである。」と判示した。／2. 原告の使用許諾の意図については、「再使用まで時間がある旨のメールを受けた

	<p>後、再使用の条件(許諾の要否、再使用料の額等)について協議しないまま被告らの依頼に応じてイラスト類の作成を続けたこと、再使用は「4年先」であるとの認識を示しており、平成22年に作成した本件イラスト類19につき「4年の任期」を認めていること、この4年とは、次の教科書改訂までの通常の期間と解されることから裏付けられる。したがって、原告が複製権侵害を主張する本件イラスト類の使用のうち当初依頼された教材につき教科書の改訂がされるまでの期間に係る部分については、原告の許諾があるものとして、複製権侵害は成立しないと解するのが相当である。」とされている。他方、「教科書が改訂された平成23年度以降については許諾があるとは認められないから、当初作成を依頼された教材及びそれ以外の教材のいずれについても複製権侵害が成立する。」とされた。また、当初作成を依頼された教材以外の教材への平成22年度以前の使用も、被告らが原告に知らせることなく、使用料の支払もしなかったのであるから、原告の許諾があるとはいえず、複製権侵害と評価すべきものである。／3. 原告の損害額は「題名(社会科資料集、理科学習ノート等)及び学年により特定される教材の種類ごとに侵害回数を計上すべき」であって、「原告の許諾内容に照らせば、期間については年度ごとではなく教科書の改訂ごとに1回と、準拠する教科書の発行会社が異なっても同一書名及び同一学年であれば1回と数えるのが相当である。テストに関しては、当初からテストに使用するとして作成依頼がされたものは、使用対象が科目及び学年によって特定されているので、その科目及び学年に関する限り、準拠する教科書の発行会社、テストとプレテストの別、学期及び回数等にかかわらず許諾の対象とみることができる。他方、別の教材のために作成されたものがテストに用いられた場合、版を異にするごとに侵害が成立すると認める」として、種別ごとに判断された。／4. 未完成のイラストに対する原告の手数料支払請求については、「同契約は平成23年末頃の時点で合意解除されたとみることができ、また、出来高に応じて代金を支払う旨の約定の存在も認められないから、原告の上記契約に基づく代金の支払請求は理由がない。さらに、被告らが一方的に上記契約を解除したとも被告らに債務不履行があるともいえない」として退けられた。</p>
特記事項	なし
作成者	富井美希
作成日	平成29年2月21日